

はにゅうりょうしまじゅうりょうようはいすいろ
羽生領島中領用排水路

土地改良区だより

平成 20 年 7 月発行

第 7 号

編集・発行

所 在 地

本 所

羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課

〒348-0027

埼玉県羽生市大字上羽生 462 番地

TEL.048-561-3791 FAX.048-563-3218

<http://www.geocities.jp/hanyuryo2005/index.html>

E-mail : hanyuryo@bz01.plala.or.jp



生き物調査（高柳分水路） 大利根町立豊野小学校
大利根町大字琴寄地内

【おもな内容】

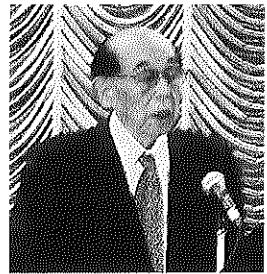
- 通常総代会開会挨拶
- 平成20年度収入支出予算のあらまし
- 平成20年度事業のあらまし
- 平成20年度賦課金等について
- 平成19年度事業の実施状況
- 財務状況の公表
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について
- お知らせ

平成十九年度通常総代会が開催される

開会挨拶

羽生領島中領用排水路土地改良区

理事長野中英二



平成十九年度通常総代会開催するにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。日頃、管理運営に特段のご苦労をおかけ致し、総代の皆様にはお揃いでご出席を賜りましたことを厚く御礼申し上げる次第であります。また、本土地改良区の事業推進に特段のご配慮を頂いております。埼玉県農林部 清水副部長様、埼玉県加須農林振興センター 中島副所長様、独立行政法人 水資源機構利根導水総合管理所 山本所長様のご来賓皆様には、大変お忙しい中ご臨席を賜りまして、錦上花を添えて頂きましたことを厚く御礼を申し上げる次第でございます。さて、水は農業の命脈だと言うことを私は信じて、皆さんと共に三十二年間、この職責に従事して参りました。その間、慣行水利権から許可水利権に変わった。更に、全体の水利権の更新の時期を迎えていたるわけであります。毎年、宅地等の造成が進み受益面積は減少しております。これを整理し、数学的に計算をし、水利権の基本とされでは如何なものかと、いう心配をしていました。勿論、この農業用水は多目的な目的を持つております。地下水の対応であるとか、保水・貯水を通じて災害防止をするとか、或いは水質の浄化、温暖化防止、こうした多目的な機能を有していると言うことを十分加味して、この更新期にあたつて、是非、水利権を縮小されないよう、勿論、増量して頂けるようにお願いをする次第であります。我々もそ

れに向つて最大の努力をしていかなければならぬと思つておるわけであります。次に土地改良区の現状について申し上げます。第一に、水配の業務でございますが、近年、品種が限定されて来ておりまして、品種が集中して参りました。大利根町・栗橋町はコシヒカリが九十%を占めているわけでございます。羽生市・加須市はコシヒカリが二十一%、彩のかがやきが四十一%、朝日の夢二十一%等になつておりますが、このことで、代播きの時期が、非常に集中して参りましたし、また、非常に早まつて参りました。四月二十日頃に始まり、遅くとも五月二十五日には終了してしまふと言うように、非常に時期が早くなつて参つたわけでありまつし、集中して参りました。こういう意味から致しましても、現水利権の更新にあたりましては、考慮していただきたいと言う風に思つております。こうしたことから当土地改良区と致しましても十分に水配に対しても、業務を行つていく場合に最新の注意を行つて実行した訳でございます。第二に土地改良区を管理運営していくためには、最も重要な財源は賦課金でございます。この賦課金が、多重負担になつてやしないか、私は、常に心配をしておるわけでございます。この賦課金を決定するにあたつては、現行の経済情勢と言ふものを了して行かなければならぬ。また、農林政策と言ふものを見詰めて返答していかないとならないと考えております。それで、現在の日本経済は、アメリカのサブプライムローンの問題、皆さんもご承知だと思いますが、この影響によつて、金融市場は勿論、原油価格の高騰、こうした問題がおきて参りまして、資材の値上がり、加えて、また、食の安全ということから考えますと、中国の冷凍餃子の問題、これは食の安全の問題であります、或いは又、原油高騰によりバイオエタノールによつて農産物の高騰と言うものがおきて参ります。或いは又、オーストラリアにおける

干ばつの問題、これによつて、小麦等の輸入が困難になり大変高騰している。この様なことにも係わらず、日本の食糧自給率といつものは三十九%しか過ぎないわけでござります。しかしながら、また、一方においては、米価の過剰と言うものが、農政の大きな問題として、日本においては、浮かび上がつてゐるわけでございまして、そこで、水田農業活性化緊急対策として、平成二十年度産米から過剰作付け解消に向け、生産調整による事業を拡大するという方針を打ち出している訳でございます。これによつて、十アールについて五万円から三万円、これは五年間であります。しかししながら、我が土地改良区においては、七十一%が水田で二十九%が畑であります。こうした場合に減反政策によつて、如何に組合員の皆さんのが打撃を受けらるであろうか。この問題を我々は考えて行かないとならないと同時に、また、米価の問題であります。が、平成元年の指標単価によりますと、六十kgが二七、二〇〇円であります。これが、平成十六年には、年間二二、〇〇〇円という具合に下降いたしております。この傾向からも、まだ、止まないわけでございまして、本年度産の米もまた値下がりをしてゐる。更に、労務者と言つては失礼であります。が、農業従事者の年齢やバーセンテージというものは年々減少しております。その内、六十五歳以上の方が四〇、九四九人で高齢者になつてゐるわけでござります。こうした農業を取り巻く悪条件下にあつて、本土地改良区は直接大きな衝撃を受けているわけであります。その第一は、農地転用でござります。今日までの農地転用によつて、決済金で決済をされ、賦課金が取れなくなつて参りました。これによつて約四七、九三三〇、〇〇〇〇

円に上っているわけであります。そこに持つてき
て、皆さんがご承知のとおり、一級河川に直接流
入致しますところの田畠から約四年間に渡つて一
筆調査を致しました。その結果、地権者の同意を
得て、排水負担金を免除致しました。この金額が
約四〇、〇〇〇、〇〇〇円に上るわけでございま
す。締めて八七、九三〇、〇〇〇円の賦課金が減
少することになったわけでございます。こういう
省コストは何なのか。また変革が出来るかどうか。
大変悩みましたが、前年同様、この賦課金は、羽
生領地区は四、三〇〇円、そして島中領地区は五、
〇〇〇円で、この賦課金は、前年同様に致すこと
にして、今年の予算を計上するように致したわけ
でございます。そこで、予算を組むにあたつて、經費
減収になつてきているわけでございますから經費
の削減をするという構造計画を立ててみたわけで
ござります。その第一と致しまして、賦課金等徵
収業務の追加システムの導入と言うことでありま
す。これは、徵収業務である区費等六項目の管理
を作る対応でやつて参りましたものを合理化して、
将来は人員削減につなげていきたいと言う構造改
革を決めてきたわけであります。そして、また、
これによつて組合員に対して不平等感を与えては
ならない。その代わりに水路修繕工事等は、地区
からの要望によつて、工事の優先順位と言うもの
を作つて、緊急なものから一番先にやつて行くと
いう順序を出させていただきまして、組合員サー
ビスの徹底に努めて行きたいと考えております。
更に、役員や総代の皆様方と職員の共同業務化と
いうものをお願いするわけであります。その一つ
として、市街化区域内にある農地の問題でありま
す。市街化区域内の土地の変動に絡む、それを掴
むと言うことは、中々容易ではございません。こ

れは、大変苦労をしているところでございます。

こうした問題や相続の関係から土地を分け合つた
ときに地権者が問題になる。こういう問題がござ
います。この辺は、大変苦労を致しているところ
でございますが、簡単に申し上げましたが、何卒、
総代、役員のご協力を願いしたい。職員と一体
になつて共同業務化を進めて行きたいと考えてお
るわけでございます。以上申し上げ、これから本
日の議案について簡単にご説明申し上げます。本
日、ご審議を頂きます各議案につきましては、過
日理事会において審議をいたしまして、満場一致
によつて承認可決されたものでございます。また、
総代各位には、数日前に議案書を配付いたし
まして、十分お目通しを頂いたものと思ひますの
で、何卒速やかにご審議を頂き、可決賜りますよ
うお願い申し上げます。それでは、本日上程いた
しました主なる議案についての概要をご説明申し
上げます。はじめに平成十八年度一般会計並びに
三特別会計の決算に関する事項と平成十九年度補
正予算の承認については、規約第三十七条によつ
て求めるものであります。これらの件につきまし
ては、厳正なる監査を受け、いずれも承認が得ら
れ、本総代会に提出を致しているところでござい
ます。次に賦課金でございますが、冒頭に申し上
げましたように前年度と同じ、十アール当たり、
羽生領地区 田 四、三〇〇円、島中領地区 田・
畠 五、〇〇〇円と致しました。この賦課金は二
十一年間据置きにしていることを念のために申し
上げたいと思います。また、羽生領地区が対象と
なります宅地等排水負担金・陸田等用排水使用料
は、賦課金と関連いたしますので、前年度同様同
額の据置きと致しました。次に、地区除外決済金
でございますが、維持管理費に係わる算定基準か
ら前年度同額の羽生領地区一m当たり田二三八円、
島中領地区田・畠一二三円と致しました。次に、
平成二十年度一般会計収入支出予算案の概要につ

きましては、収入支出額とも四四、八四五万円、
前年度当初予算よりも四・七六%減額になつてお
ります。収入においては、負担金収入が前年度と
比較して約二、八〇〇万円の減収になつております
が、これは、昨年度、イオン羽生ショッピング
センターの建設に伴う一時負担金の納付によるも
のでございます。そのため、農地転用特別会計か
ら前年度同額の三、三〇〇万円を繰入れ致しまし
て、維持管理業務に支障を期すことのないよう配
慮すると共に、組合員サービスを低下させないよ
うに考慮した予算編成を行つたところでございま
す。事業費については、県費単独土地改良事業と
して大利根町地内の沼田落排水路改良工事ほか一
箇所を計上しておりますが、県の補助金採択枠が
引き続き厳しい中、要望どおりに採択頂けるよう働
きかけておるところでございます。また、新農業
水利システム保全対策事業の三尺北側用水路の工
事は、五力年継続事業の四年目になりますほか、
維持管理適正化事業として大利根町地内の杓子木
揚水機場、栗橋町地内の間籠第二揚水機場、島川
揚水機場の各ポンプの補修工事を実施致します。
その他、三力年計画で整備を進めております管理
施設台帳調査費を合わせ事業費として前年度比七・
八五%減額の二五、七五六万円を計上いたしてお
ります。次に、第十二選挙区の加須市三俣地区の
役員補欠の選挙でございます。昨年、八月末に土
地改良区のために献身的に努力をして参りました
堀江理事が急逝されましたので、理事を補充する
ものでござります。既に、土地改良法第十八条及
び役員選挙規程により、管理者及び立会人が決定
いたしておりますので、この選挙に關しては、選
挙管理者が執行することになつております。この
ほか、ご案内申し上げました上程議案につきまし
てもご審議いただき、可決賜りますよう重ねてお
願い申し上げ、私のご挨拶と致します。

平成20年度収入支出予算のあらまし

►一般会計◀

単位：千円

収 入		
科 目	予 算 額	予 算 額 に 占 め る 割 合
1. 組 合 費	196,850	43.9%
2. 財 産 収 入	4,315	1.0%
3. 使用料及び手数料	23,348	5.2%
4. 補助金及び交付金	29,629	6.6%
5. 受 託 費	10,455	2.3%
6. 寄 付 金	1	0.0%
7. 雑 収 入	17,579	3.9%
8. 借 入 金	1	0.0%
9. 繰 越 金	37,100	8.3%
10. 繰 入 金	33,190	7.4%
11. 負 担 金	95,989	21.4%
収 入 合 計	448,457	100%

支 出		
科 目	予 算 額	予 算 額 に 占 め る 割 合
1. 事 務 費	106,389	23.7%
2. 選 挙 費	1	0.0%
3. 事 務 所 費	1,511	0.3%
4. 事 業 費	257,564	57.5%
5. 諸 費	34,139	7.6%
6. 借 入 金 償 戻 金	15,304	3.4%
7. 諸 支 出 金	13,841	3.1%
8. 繰 出 金	145	0.0%
9. 諸 帳 簿 整 理 費	20	0.0%
10. 予 備 費	19,543	4.4%
支 出 合 計	448,457	100%

特 別 会 計

単位：千円

会 計 名	収 入 総 額	支 出 総 額
職員退職手当特別会計	255,631	255,631
農地転用特別会計(羽生領地区)	2,437,080	2,437,080
〃(島中領地区)	54,088	54,088
維持管理積立金特別会計(島中領地区)	16,139	16,139

平成20年度事業のあらまし

平成20年度は、次の事業を実施する予定であります。

1. 県費単独土地改良事業

施 設 名	施 工 か 所	事 業 内 容
沼田落排水	大利根町大字外記新田地内	鉄筋コンクリート柵渠工

2. 土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	施 工 か 所	事 業 内 容
杓子木揚水機場補修工事	大利根町大字杓子木地内	ポンプのオーバーホール及び補修工
間鎌第2揚水機場補修工事	栗橋町大字間鎌地内	〃
島川揚水機場補修工事	栗橋町大字島川地内	〃

3. 新農業水利システム保全対策事業

施 設 名	施 工 か 所	事 業 内 容
三尺北側用水路	大利根町大字琴寄地内	フリューム工

平成20年度賦課金等について

1. 賦課金

【羽生領地区】

○賦課金は、平成20年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地 区	賦課金(1m ² 当たり)	期 別	納 期 限
羽 生 市 加 須 市 大 利 根 町 栗 橋 町	田 4. 30円 畑 2. 15円	上半期	平成20年7月31日
		下半期	平成20年12月1日

【島中領地区】

○賦課金は、平成20年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます

地 区	賦課金(1m ² 当たり)	期 別	納 期 限
栗 橋 町 幸 手 市	田・畑 5円	上半期	平成20年7月31日
		下半期	平成20年12月1日

2. 宅地等排水負担金

【羽生領地区】

地 区	負担金(1m ² 当たり)	納 期 限
羽 生 市		
加 須 市	宅 地 2. 15円	
大 利 根 町	その他 0. 86円	
栗 橋 町		平成20年7月31日

3. 陸田等用排水使用料金 (1m²当たり)

【羽生領地区】

○陸田等用排水使用料は、田として賦課されていない土地に水稻を耕作した場合、次の区分により徴収いたします。

- (1) 用排水使用料 (用水路又は排水路から取水するもの) 3. 50円
- (2) 用排水使用料 (井戸から取水するもの) 1. 20円
- (3) 併用 (用水路と井戸から併せて取水するもの) 2. 35円

4. 地区除外決済金

○農地転用をする時の地区除外決済金は、次のとおりです。

【羽生領地区】 (1m²当たり)

【島中領地区】 (1m²当たり)

地 目	田	畑
金 額	238円	119円

地 目	田・畑
金 額	122円

5. 目的外排水負担金

【羽生領地区】

○工場・営業排水放流をする時の目的外排水負担金は、次のとおりです。

(1m²当たり)

金 額	2. 93円
-----	--------

平成19年度事業の実施状況

平成19年度に、国及び県等の補助金を受けて行ったものは次のとおりです。

1. 新農業水利システム保全対策事業

施設名	事業費(円)	事業量	施工か所
三尺北側用水路改修工事	19,971,000	366m	大利根町大字砂原地内

2. 県費単独土地改良事業

施設名	事業費(円)	事業量	施工か所
川俣排水路安全施設工事	9,996,000	630m	羽生市北2丁目地内
沼田落排水路改良工事	6,793,500	104m	大利根町大字外記新田地内
計	16,789,500		

3. 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	事業費(円)	事業量	施工か所
高須賀揚水機場補修工事	2,572,500	揚水機1式	幸手市大字高須賀地内

4. 維持管理事業

水路浚渫工事、水路雑草藻刈工事、水路修繕工事等を実施しました。

(羽生領地区)

工事名	施設名	件数	事業費(円)
水路浚渫工事	岩瀬落排水路他	45	3,286,800
水路雑草藻刈工事	四ヶ村用水路他	106	43,542,960
水路修繕工事	岩瀬落排水路他	11	10,194,150
樋管堰枠工事	宮前堰他	2	1,693,900
小	計	164	58,717,810

(島中領地区)

工事名	施設名	件数	事業費(円)
水路浚渫工事	支線1号用水路他	12	400,500
水路雑草藻刈工事	高場用水路他	16	1,900,300
水路修繕工事	幹線2号用水路他	6	678,756
揚水機場等施設維持費	高須賀揚水機場他	27	2,303,250
小	計	61	5,282,806

※羽生領地区、島中領地区を合計いたしまして225件事業費合計64,000,616円となります。

平成19年度事業の完成写真

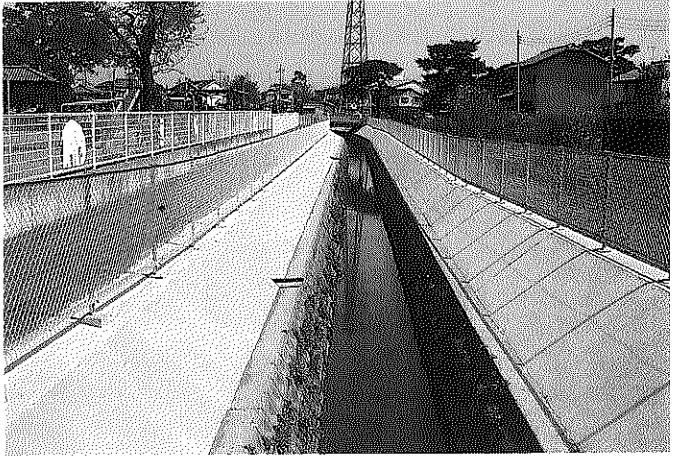
県費単独土地改良事業

川俣排水路安全施設工事（羽生市北2丁目地内）

（改修前）



（改修後）



県費単独土地改良事業

沼田落排水路改良工事（大利根町大字外記新田地内）

（改修前）



（改修後）



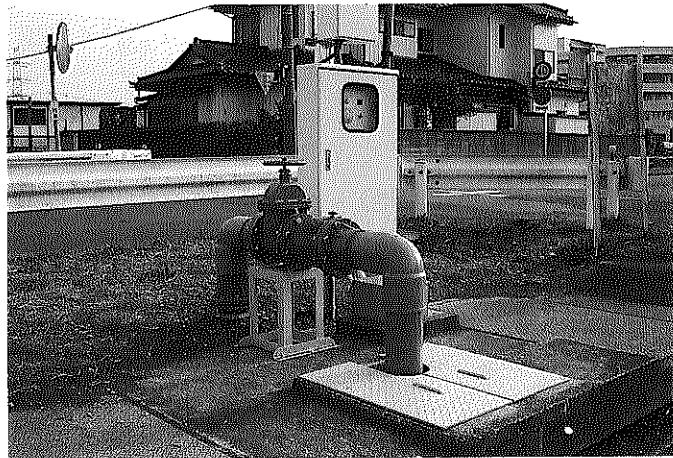
土地改良施設維持管理適正化事業

高須賀揚水機場補修工事（幸手市高須賀地内）

（改修前）



（改修後）



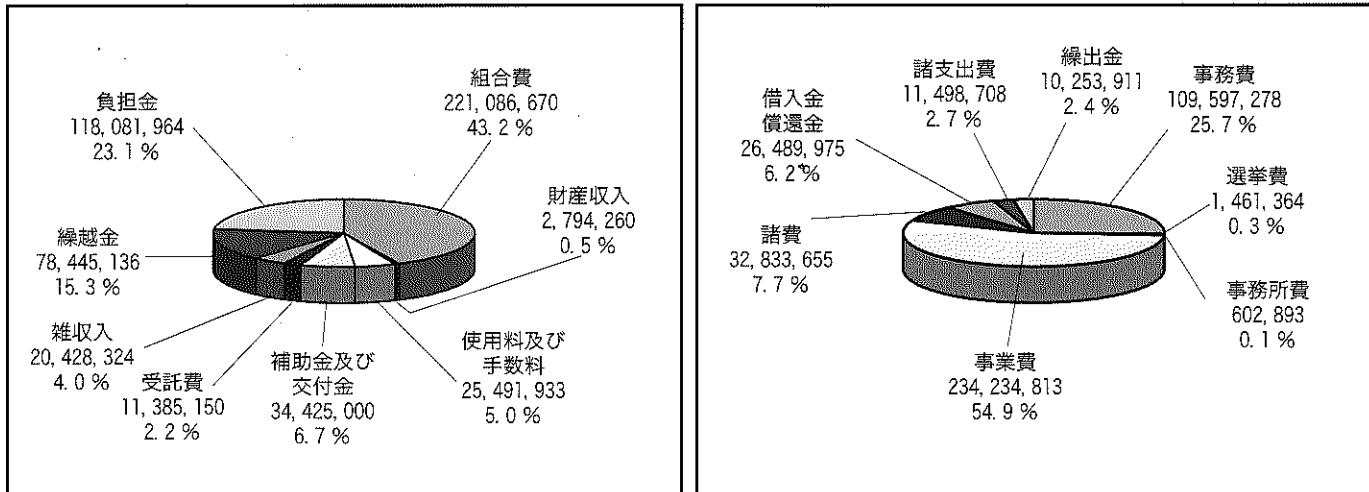
財務状況の公表

平成18年度一般会計及び特別会計収入支出決算及び財産の状況を公表します。

平成18年度決算

収入 512,138,437円

支出 426,972,597円



財産目録

資産の部		負債の部	
流動資産		長期負債	
預金	85,165,840	農林漁業金融公庫借入金	73,099,414
未収賦課金等	25,338,677		
特定資産		負債	
職員退職手当引当金	246,473,473	職員退職手当引当金	246,473,473
農地転用決済金	2,370,211,678	農地転用決済金	2,370,211,678
維持管理積立金	16,116,090	維持管理積立金	16,116,090
基本財産	745,503,000	基本財産	745,503,000
特定施設維持管理基金		特定施設維持管理基金	71,614,078
原道機場			
大越機場			
中樋遣川機場	71,614,078		
中樋東部機場			
古利根機場			
固定資産			
土地（事務所敷地）	75,690,194		
建物（事務所・倉庫）	110,210,000		
水路敷	21,270,136		
備品（車他）	2,142,905		
資産合計	3,769,736,071	負債合計	3,523,017,733

お　願　い

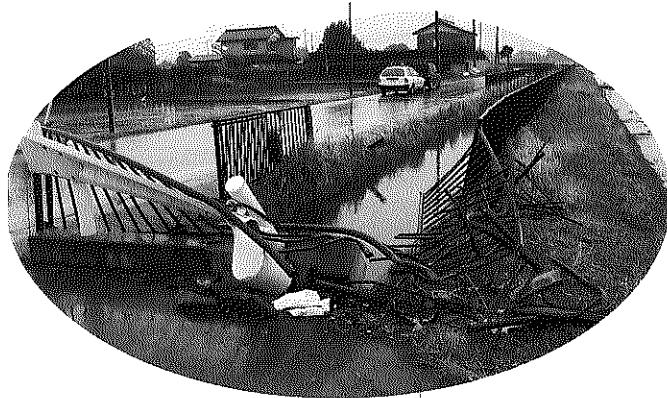
1. 水管理について

新しい米作りに伴い埼玉県は5種類の品種を打ち立て奨励を進めております。そのため、作付け形態も変わってきており年々作付けが早くなってきておりますが、水量については、許可水利権のため総量規制、期別水量が決められており、それ以上の取水ができませんので、ご理解ご協力を頂き円滑に通水ができますようお願いいたします。

用水は貴重な資源ですのでお互いゆずりあって有効に利用いたしましょう。また、各分水口の調整をこまめに行い、掛け流しをしないようにし下流地域に流すようお願いいたします。

2. 施設の破損等について

最近、自動車、農機具等の接触により土地改良施設（フェンス等）の破損が多くなっております。現場を目撃した場合、速やかに当土地改良区又は最寄りの警察署に通報をお願いいたします。



3. 水路の安全について

かんがい期間中は水の水位が上がっており、危険ですので川の近くで遊んでいる小さな子供たちを見かけましたら一声かけ、注意をお願いいたします。

※境界確認申請について

当土地改良区の管理施設と接している土地との境界が不明な場合、境界確認申請をしてください。
なお、申請用紙は当土地改良区に用意しております。

お　知　らせ

理事（補欠1名）決まる

当土地改良区の理事第12被選挙区（加須市三俣地区）で欠員が生じたため、役員補欠選挙が3月26日の通常総代会に於いて行われ、無投票により次の方が当選し4月1日に就任いたしました。

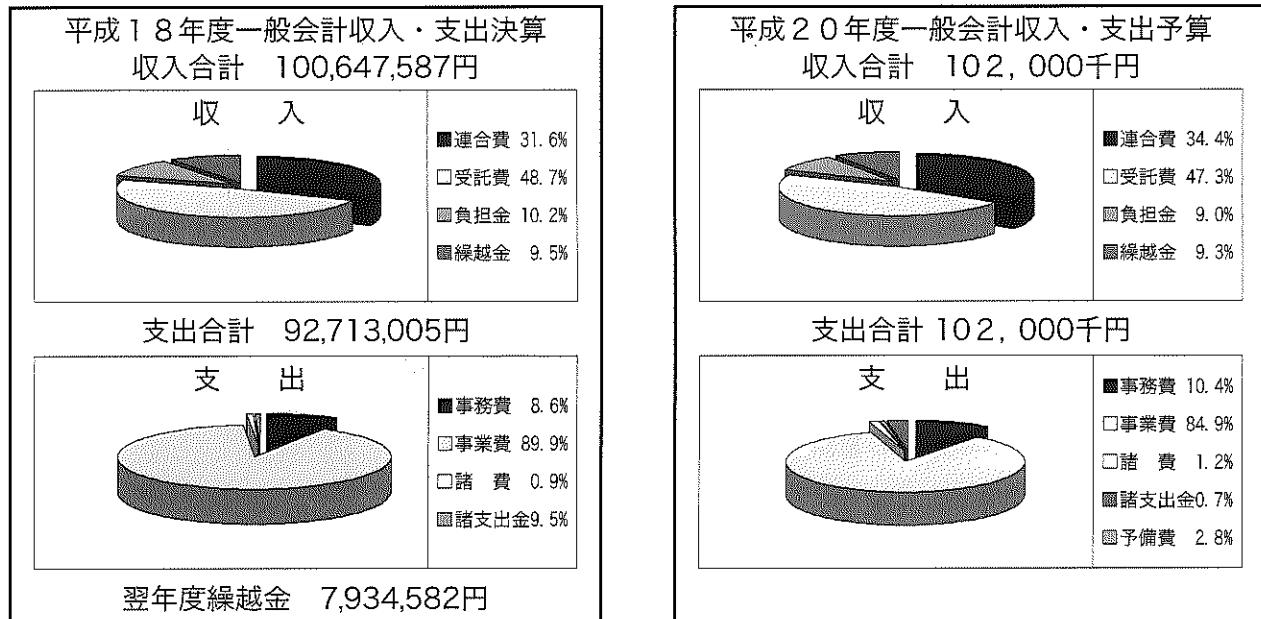
田　村　喜　成　　加須市大字下三俣

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

本土地改良区連合は、利根中央事業で整備された地域の農業用水を一元的に管理することによって、公平な水配分と安定した用水の供給を図るため、葛西用水路土地改良区と羽生領島中領用排水路土地改良区が合併するまでの過渡的な形態として、平成15年5月に発足してから、5年間が経過し、6年目を迎えております。

平成19年度の全地域のかんがいに使用した用水の総取水量は、3億2百万トン弱程度で許可水利権総量の81%と、非常に効率的な水運用が出来ております。平成20年度は水源地である利根川上流域の積雪や降雨等に恵まれ、ダム群の貯水量も比較的安定した状況となっておりますが、用水は大切に使用し、節水にご協力をお願い致します。今後も地域全体の用水が安定的に供給出来るよう合理的な管理調整に努めてまいります。

平成20年2月21日（木）に通常総会が開催され、次のとおり決定されました。



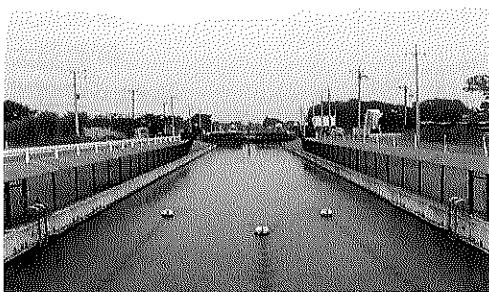
□平成20年度所属土地改良区の連合費賦課額

所 属 土 地 改 良 区	賦 課 額
葛西用水路土地改良区	21,510,000円
羽生領島中領用排水路土地改良区	13,580,000円
連合費 総賦課額	35,090,000円

◇ ◇ ◇ ◇ 管内の基幹的な水利施設 ◇ ◇ ◇ ◇

水資源機構が管理する幹線用水路

利根大堰より取水する埼玉用水路
(羽生市上新郷地内)



最大流量 約29.5m³/s

埼玉用水路より分水する葛西用水路
(加須市三俣地内)



(分水路) (本線水路)

最大流量 約3.9m³/s 約17.4m³/s
分水路・・合理的に配水するための副水路。

※これまでに紹介した基幹水利施設

①利根中央総合管理所 監視室（平成17年度）

②金野井揚水機場（平成18年度）

③二郷半領揚水機場（平成19年度）

こんな時は必ず届け出をお願いします

組合員資格得喪通知

組合員の資格等の変更があった場合

1. 組合員が死亡（相続）されたとき
 2. 土地の所有権・耕作者の移動があったとき
 3. 住所の変更が生じたとき
 4. 農業者年金等による組合員に交替があったとき

組合員資格喪失通知		出生地島中領用排水路土地改良区域事務所長様	時 代	年 月	農 戰	放 放	地政課長	財務課長	財 金	審査課長															
土地改良法第43条第1項により通知します																									
喪失の原因 (○で囲む)	1. 農地法第11条(所有権移転、使用貸借権、 使用权、借地権、賃借権)		住 所	住 所																					
	2. 殖地法第20条(合意解約)		取得組合員	氏 名	生年月日	明治、大正、昭和、平成	年	月	日生																
	3. 農地利用料滞納(利用権)		喪失組合員	住 所	住 所																				
	4. 他3項目以外の所有権移転、 (売買、相続、贈与、交換)		喪失組合員	氏 名	生年月日	明治、大正、昭和、平成	年	月	日生																
	5. その他()																								
<table border="1"> <tr> <td>市</td> <td>町</td> <td>大</td> <td>字</td> <td>字</td> <td>地</td> <td>番</td> <td>地</td> <td>目</td> <td>用</td> <td>途</td> <td>地</td> <td>積</td> <td>備</td> <td>考</td> </tr> </table>											市	町	大	字	字	地	番	地	目	用	途	地	積	備	考
市	町	大	字	字	地	番	地	目	用	途	地	積	備	考											

陸田耕作面積等の申告について（羽生領地区）

陸田耕作面積の異動があった場合

- 新たに陸田耕作を始めるとき
 - 耕作地を休耕したとき又は、耕作面積を増減したとき
 - 貸借関係に移動があったとき
 - 取水方法（用排水路・井戸）を変更したとき
 - 耕作者の住所・氏名を変更したとき

羽生町島中領用排水路土地改良区 理 事 長 野 中 英 二 殿		平成 年 月 日				
申請人 住所						
氏名		④				
平成 年度分の用排水使用料に伴う陸田耕作を、下記のとおり申請いたします。						
記						
所 在 地		地目	作付面積 (ha)	作 付 状 況	用水使用区分	備 考
市 町	大 字	小 字	地 番		耕作・休耕	用水・井戸・併用

※陸田耕作面積の異動については、自己申告制になっておりますので、上記のようなときは必ず異動申告書の提出をお願いします。

《注音》

異動申告書の届出がない場合は、前年度（平成19年度）の耕作面積の取扱いとなりますのでご了承下さい。

◆提出期限 平成20年9月30日

地区除外申請書及び農地転用等の通知書（調整区域・市街化区域）

農地を農地以外に転用するとき

- 1 稲作を栽培等へ転用すると如何

様式第1号	様式第1号
第 一 空 白	第 一 空 白
平成 年 月 日	平成 年 月 日
組合員	請受人 住 所
住 所	氏 名
フリガナ	職 業
其 務	氏 名
	職 業
	氏 名
羽生組中領用耕作地改良区	羽生組中領用耕作地改良区
理 事 長 野 中 英 二 様	理 事 長 野 中 英 二 様
地区除外申請書	農地転用等の通知書
平成 年 月 日最初に貸し出された土地について平成 年 月 日 以降これを転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請する。	

※市街化区域内における農地の転用は、地区
除外申請書のみの届出をお願い致します。

農地の一時転用等の通知書

農地を改良すると

1. 土盛りをするとき
 2. 田から畠に地目を変更するとき
 3. 資材置場等に一時使用するとき

◎各届出用紙は、土地改良区事務所に備えてあります。
担当・財務課

【注意】

★市街化区域の農地を転用する場合には、土地改良区へ地区除外申請書の提出及び地区除外決済金の納入が従来どおりとなっておりますので、届出をお願いします。

★公共事業（道路・施設等）の用地として買収されたときは、地区除外決済金の納付が発生します。このことにつきましては、事業主体（買収者）と十分な話し合いをして疑義が生じないようお願いします。

【口座振替について】

■土地改良区費、陸田等用排水使用料、宅地等の排水負担金、目的外排水負担金、施設使用料の納付は、便利な口座振替をご利用下さい。

なお、口座・納付者等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座から引き落としが出来ませんので、早めに変更の手続きをお願いします。

担当：財務課

★口座振替のできる金融機関

- | | | | |
|------------|------|-----------------|------|
| 1. 埼玉りそな銀行 | 本・支店 | 7. 埼玉県信用金庫 | 本・支店 |
| 2. りそな銀行 | 本・支店 | 8. 中央労働金庫 | 本・支店 |
| 3. 足利銀行 | 本・支店 | 9. ほくさい農業協同組合 | 本・支店 |
| 4. 武蔵野銀行 | 本・支店 | 10. 埼玉みずほ農業協同組合 | 本・支店 |
| 5. 群馬銀行 | 本・支店 | 11. ゆうちよ銀行 | |
| 6. 東和銀行 | 本・支店 | | |

水路にゴミを捨てないようにご協力ください!



ゴミ処理の費用（概算費用 1,900 千円）は組合員が納付する賦課金によって賄われてあります。

お互いに水路にゴミを流さないように気をつけましょう。

〈表紙写真〉

埼玉県加須農林振興センター主催の農業用水の役割について、水路の説明や魚類等の観察を行う総合学習の一環です。